

マンションの

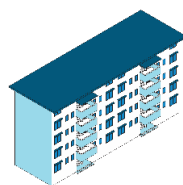
管理状況届出制度が始まります！

東京都は、分譲マンション（以下「マンション」という。）の管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を平成31（2019）年3月に制定しました。

この条例に基づき、マンションの管理組合からの管理状況に関する事項の届出、届け出た管理状況に応じた助言や専門家の派遣などの支援等からなる「管理状況届出制度」を令和2（2020）年4月から開始します。

条例により届出が必要なマンション（要届出マンション）

昭和58(1983)年12月31日以前に新築されたマンションのうち、
居住の用に供する独立部分が6以上であるもの



- ・要届出マンションの管理組合は、5年ごとに届出が必要です。
- ・都から要届出マンションの管理組合へ3月より順次下記の資料をお送りします。

- 届出用紙
- 管理状況届出システムのご案内
- 管理状況届出システムのログインID・パスワード
- マンションの管理のポイント

※ 要届出マンションの要件に該当するにもかかわらず、4月になってもお手元に届かない場合は、裏面最下段に記載の問合せ先（東京都住宅政策本部マンション課）までお問合せください。

届出事項

マンションの概要（所在地、マンション名など）、管理状況に関する事項（管理組合や管理規約の有無など）、連絡先です。

それぞれの事項について、有無のチェックと簡単な記述（管理規約の最終改正年など）をします。添付資料等は必要ありません。

◆ 届出書【一部抜粋】

管理不全を予防するための必須事項

管理組合	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
管理者等	<input checked="" type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
管理規約	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	最終改正年（西暦）	2018 年
総会開催	年1回以上の開催	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
	議事録	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
管理費	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
修繕積立金	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	m ² 当たり月額	220 円/m ² (月当たり)
修繕の計画的な実施 (大規模な修繕工事)	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	直近実施年（西暦）	2017 年

【記入例】

- ・取組の有無について☑
- ・取組内容など簡単な記述

届出の期限

届出は令和2(2020)年9月30日までにを行う必要があります。

届出方法

下記の2つの方法からお選びください。

◆管理状況届出システムへの入力(推奨)

インターネットからシステムにログインし、届出事項を入力

◆マンションが所在する区市町村への届出書の提出

届出書に届出事項を記入し、マンション所在の区市町村の担当窓口へ郵送又は持参

※郵送などにかかる費用は自己負担となります。

管理状況に応じた助言・支援等

- 都又は区市は、届出を行ったマンションに対し、その管理状況に応じ必要な助言を行います。
- また、マンションの適切な維持保全及び適正な管理の推進のために必要な支援を行います。
- 特に、届出によって、管理組合や管理規約がないなど、管理不全の兆候があると把握したマンション等に対しては、個別訪問（調査）を行うとともに、管理組合の設立支援など管理状況に応じた支援を行います。

●分譲マンション総合相談窓口

相談料無料

都では、日常の維持管理、建替えや改修に関する様々なご相談や、**管理状況届出制度に関するお問合せ**にお応えする窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

☎ 03-6427-4900

来所による対面相談をご希望の方は、事前に電話にて予約の上、ご来所ください。

相談日※1

月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業）

※1 令和2(2020)年4月以降、第1土曜日及び第3日曜日も開設予定

相談時間※2

9:00～17:00

※2 令和2(2020)年4月以降、水曜日は19:00（受付は18:00まで）まで延長予定

メール mansion-soudan@tokyo-machidukuri.jp

F A X 03-6427-4901

所在地 東京都新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿O-PLACE 2F

●東京都マンションポータルサイト

条例の本文、届出書の様式、管理状況届出システムの「操作マニュアル」、届出書の「記入の手引」や「Q&A」は、「東京都マンションポータルサイト」をご覧ください。

東京都マンションポータルサイト

検索

本制度全般に関する問合せ

東京都 住宅政策本部 マンション課 ☎ 03-5320-5004

届出に関する問合せ

町田市 都市づくり部 住宅課 ☎ 042-724-4269